

## 第 15 期期末剰余金配当に関するQ & A

今回の当社配当金および、その税務上のお取扱いに関して、想定されるご質問とそこへのご回答という形式で、下記にご案内させていただきます。何卒ご参照のほどお願い申し上げます。なお、株主様各々の具体的な税務上のお手続き等につきましては、お近くの税務署または税理士にご相談ください。

(全般)

### Q1) 今回の配当の理由・背景を教えてください。

A1) 当社は、株主の皆様に対する還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、その時々を当社を取り巻く環境、財政状態及びそれらの見通しに応じた適切な配当政策を実施することを基本方針としております。今回あらためて、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、定時株主総会に本配当のご提案をさせていただいたところ、皆様のご承認を頂戴したものです。

### Q2) 2009 年度決算は赤字でしたが、配当を行えるのですか？

A2) 会社法では、仮に決算が赤字であっても「分配可能額」の範囲内であれば、配当を行うことが可能です(分配可能額とは、「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」の合計額に、会社法で定める各種調整を行って得られる金額です)。

### Q3) 子会社を売却し今後の収益が望めませんが、配当して大丈夫なのですか？

A3) 昨年行いました、過去 2 回の配当と同様に、今回の配当金も「資本剰余金」を原資とする「資本の払い戻し」に該当するもので、利益を源泉とするものではございません。また、配当金支払い後も、企業継続に問題ないよう、内部留保にも十分に配慮しておりますのでどうぞご安心下さい。

### Q4) 前回の剰余金配当は取締役会の決議でしたが、何故今回は総会の決議事項なのですか？

A4) 平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 14 期定時株主総会において、株主の皆様から定款変更のご承認をいただき、剰余金の配当は取締役会の決議事項となりましたので、前回平成 21 年 11 月 17 日効力発生日とする第 15 期中の配当は取締役会において決議させていただいております。

そのうえで、今回の配当に関しては第 15 期期末配当ということで、定時株主総会にお諮りする形で、株主の皆様のご承認を得ることと致しました。なお今後の配当政策につきましては、引き続き、当社を取り巻く環境、財政状態及びそれらの見通しに応じて、機動的に適時実施することを基本方針としております。

**Q5) 資本剰余金とは何ですか？**

A5)「資本剰余金」とは、株主様から払い込まれた資本のうち、「資本金」に組み入れられなかった分のことで、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。今回の配当は、このうち「その他資本剰余金」から行います。

**Q6) 今回の配当はすべて資本剰余金からの支払いですか？**

A6)はい、全額、資本剰余金を原資としております。

**Q7) 今回の配当金額の算定根拠を教えてください、何故この金額なのですか？**

A7)訴訟など、当社をとりまく環境を考慮し、内部留保にも意を用いて、現時点で最大限株主様に還元できる金額を算出したものです。

(配当金の受領)

**Q8)「配当金領収証」で配当金を受け取る場合は、どうすればいいのですか？**

A8)お近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にお持ち下さい。その領収証と引き換えに記載された金額の現金をお受け取りいただけます。

**Q9) 株を持っている知人には連絡(書類到着)があったのに、自分のところにはきません。どうなっているのでしょうか？**

A9)ご住所変更などをされていらっしゃいませんか？お手数ですが、当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ信託銀行様にてご確認をお願いいたします。住所変更のお手続きも、三菱UFJ信託銀行様にてお願いいたしております。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号0120-232-711(通話料無料)

**Q10) 前回の期末配当時には連絡(書類到着)がありましたが、今回はありません。どうなっているのでしょうか？**

A10)ご住所変更などをされていらっしゃいませんか？お手数ですが、当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ信託銀行様にてご確認をお願いいたします。住所変更のお手続きも、三菱UFJ信託銀行様にてお願いいたしております。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号0120-232-711(通話料無料)

**Q11)配当金受け取りの期日はいつまでですか？それが過ぎたらもう受け取れないのですか？**

A11)領収証による払い渡し期間は平成22年6月28日～7月30日です。払い渡し期間後は、銀行預金口座などへのご送金もできます(「配当金領収証」裏面に案内あり)。  
お手数ではございますが、早めのお手続きをお願い申し上げます。

**Q12)受領方法を変更するにはどうすればいいのですか？**

**近くにゆうちょ銀行がありません。都市銀行・地方銀行にできますか。**

A12)誠に申し訳ございませんが、領収証に関しては、ゆうちょ銀行および郵便局以外でのご対応はいたしておりません。何卒お近くの、ゆうちょ銀行・郵便局にてお手続きをお願い申し上げます。  
上記の払い渡し期間後であれば、ご指定の銀行預金口座などへご送金もできます(「配当金領収証」裏面に案内あり)。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号0120-232-711(通話料無料)

**Q13)次回以降は銀行口座振込みにしたいので、手続きを教えてください。**

A13) 当社株主名簿管理人でございます。三菱UFJ信託銀行様指定の「配当金振込指定書」に、必要事項をご記入、ご捺印の上、同行宛にご提出下さい(指定書には、送付先住所・宛名が印字されています)。尚、「配当金振込指定書」の方は、現時点で配当金の受領方法として銀行口座振込み払いを未指定の株主様全員に対して、今回の配当関係書類とともに同封させていただいております。どうぞ確認のうえお手続きのほどお願いいたします。

**Q14)前回の配当の際、口座振込払いを指定しましたが、今回も領収証が届きました。どうなっているのでしょうか？前回の配当金は指定した銀行に振り込みがありました。**

A14)前回は「第15期剰余金配当領収証」の裏面に口座等をご記入いただき、送金方法をご指定いただいたのではないのでしょうか？配当に関し、継続して銀行口座振込み払いをご指定される際は、別途「配当金振込指定書」のご記入・ご提出が必要となります。次回以後の配当金に関して、継続して口座振込み払いをご希望の場合は、今回の配当関係書類とともに同封させていただきました「配当金振込指定書」をご提出下さい。

**Q15)本人が病気、長期不在などのため、ゆうちょ銀行に行く事ができません。代理人が代行処理を行う(受取る)ことは可能ですか？**

A15)「配当金領収証」に記載された株主様以外でも、当該株主様から委任された代理人様が配当金をお受け取りになることも可能です。「配当金領収証」の委任欄に必要事項をご記入いただき、株主様が署名捺印の上、代理人様が、「配当金領収証」と、株主様及び委任された代理人様両方について、

それぞれご本人であることを確認できる公的書類(運転免許証などの身分証明書)を、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口にご持参いただければ、代理人様でのお受け取りが可能となります。

**Q16)名義人である当人が既に亡くなっています。相続人が受け取ることは可能ですか？**

A16)相続人様により相続手続きを行っていただく必要がございます。手続きは当社の株主名簿管理人でございます、三菱UFJ信託銀行様にてお願いいたします。

お問い合わせなどのご連絡先は下記の通りです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号0120-232-711(通話料無料)

(税務)

**Q17)今回の配当の課税関係は通常の剰余金の配当と異なるのですか？**

A17) 今回の当社配当金は、「資本剰余金」を原資とするため、「資本の払戻し」としての取扱いとなり、税務上の「配当所得」には当たりません。また、「みなし配当」にも該当いたしません。そのため、今回の当社配当金につき、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりません。なお、今回の当社配当金については、税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生いたしますので、ご注意ください。こちらについては、「株式等に係る譲渡所得等」が生じるほか、株主の皆様は当社の株式の「取得価額」の調整(減額)が必要となります。「みなし譲渡損益」(「株式等に係る譲渡所得等」)の計算方法や、株式の「取得価額」の調整(減額)、確定申告の要否等につきましては、各株主様のご事情により異なりますので、お手数ですが、お近くの税務署または税理士などにお問い合わせください。

**Q18)「資本の払戻し」とは何ですか？**

A18)「資本剰余金」は株主様からの払込み(出資金)等から生じるものでありますので、「その他資本剰余金」を原資とした配当は、経済的実態から見れば「資本を株主様に払い戻した」ものと考えられることから、原則として、「資本の払い戻し」に該当します。

**Q19)「みなし配当」とは何ですか？**

A19)会社法上は配当にあたらずとも、税法上、配当として課税されるものを「みなし配当」といいます。通常の配当と同様に源泉徴収されます。今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としており、みなし配当額は「0円」です。従って、今回所得税法上の配当所得に該当する部分の金額はございません。

**Q20)今回の配当金は配当控除の対象にはならないのですか？**

A20)配当所得ではありませんので、配当控除の対象にはなりません。

**Q21)みなし配当以外の額について、源泉徴収されないのはなぜですか？**

A21) 今回の配当金は「配当所得」にも「みなし配当」にも該当しませんので、源泉徴収の対象にはなりません。

**Q22)今回の配当金にはまったく課税されないのですか？**

A22)みなし譲渡損益(株式等に係る譲渡所得等)が生じ、課税されることがあります。お手数ですが、具体的な税務上の取り扱い等は、お近くの税務署、税理士などにお問い合わせください。

(みなし譲渡損益)

**Q23)「みなし譲渡」とは何ですか？**

A23)今回の配当支払いに伴う資本の払戻しにおいては、実際には株式の譲渡は生じていませんが、税法上株主様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされることになるため、税法上「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」の場合には、株主様の保有されている当社株式数が減ることはありませんが、株主様が保有されている当社株式の取得価額が減少します(なお、この減少する取得価額が当社に対する株式譲渡の譲渡原価となり、今回の「みなし譲渡」の収入金額部分との差額が各株主様の譲渡所得となります)。

**Q24)「みなし譲渡損益」はどのように計算するのか？**

A24)税法上の規定により当社株式の一部に譲渡があったものとみなされ「みなし譲渡損益」が生じます。一般的な算出方法は、以下の通りですが、正しい計算には個々の取得価額などの正確な情報が必要となります。具体的な税務上の取り扱い等は、お近くの税務署または税理士などにご相談ください。

① 収入金額とみなされる金額	=	払い戻し等により 取得した金銭等の 価額の合計額	-	みなし配当額 <今回>0円
② 取得価額	=	株式の従前の取得 価額※の合計額	×	純資産減少割合 0.334
<b>みなし譲渡損益</b>	=	① 収入金額とみなされる金額	-	② 取得価額

※ 「株式の従前の取得価額」は第15期剰余金配当(効力発生日平成21年11月17日)によって調整した後の取得価額をさします。

**Q25)「みなし譲渡損益」や調整後の取得価額などをLDHで計算してくれますか？**

A25)誠に申し訳ございませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主様個々のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数でございますが、お近くの税務署または税理士などにご相談ください。

(取得価額の調整)

**Q26)「取得価額の調整」とは何ですか？**

A26)今回の配当支払い(「資本の払戻し」に該当します)がなされた場合には、税法上、株主様が保有されている当社株式の取得価額が減額され、今後の税務上のお取扱い等に際しては、新しい取得価額に基づき、譲渡所得等が算出されることになります。

**Q27)取得価額の調整はどうしたらいいですか？**

A27)税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。調整式は以下の通りです。詳しい計算方法については、お近くの税務署、税理士などにお問い合わせください。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{1株あたりの} \\ \text{新しい取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{1株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \\ \text{※} \end{array}} - \left[ \boxed{\begin{array}{l} \text{1株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \\ \text{※} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{純資産減少割合} \\ \text{0.334} \end{array}} \right]$$

※「1株当たりの株式の従前の取得価額」は、第15期剰余金配当(効力発生日平成21年11月17日)によって調整した後の取得価額をさします。

**Q28)取得価額が減少するという事は、株の価値が下がるのですか？**

A28)「みなし譲渡」の場合には、株主様の保有されている当社株式数が減ることはありませんが、株主様が保有されている当社株式の取得価額が減少し、税務上、今後は新しい取得価額に調整されることになります。

**Q29)純資産減少割合とは何ですか？**

A29)「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となる数値です。今回の純資産減少割合は「0.334」となります。

**Q30)新しい取得価額を算出するため、前回の配当時の、純資産減少割合を教えてください。**

A30) 前回の第15期剰余金配当(効力発生日平成21年11月17日)の純資産減少割合は「0.176」です。尚、前々回の当社第1回となる第14期期末配当(効力発生日平成21年6月30日)の純資産減少割合は「0.416」でした。

**Q31)一株しか持っていないなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？**

A31) 仮に株主様が保有されている当社株式が一株であっても、取得価額の調整をしないと、今後の税務上のお取り扱い等に際し、譲渡所得等が正確に算出されないおそれがあります。したがって、今回の調整による、新しい取得価額を算出していただく必要があります。

**Q32)確定申告をする必要がなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？**

A32) 仮に今回確定申告の必要がない方でも、所得価額の調整をしないと、今後の税務上のお取り扱い等に際し、株式等に係る譲渡所得等が正確に算出されないおそれがあります。したがって今回の調整による、新しい取得価額の算出をしていただく必要があります。

以上